

《和歌山県からのお知らせ》

和歌山県安全・安心まちづくり条例第14条第2項の規定に基づき、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」が策定されましたので、設計及び工事施工の参考として下さい。

詳細は、県の県民生活課ホームページで閲覧またはダウンロードできますので、下記のアドレスにアクセスして下さい。

指針に関するお問い合わせは県都市政策課指導審査班へお願いします。

和歌山県 県民生活課ホームページ

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/>



↓  
安全安心まちづくり条例関係ページ

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/anzensekohp/anzenhptop.html>

↓  
条例 (PDF ファイル)

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/anzensekohp/matidukurijyourei.pdf>

指針関係ページ

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/anzensekohp/anzenshishin/anzenshshin.htm>

↓  
住宅関係指針 (PDF ファイル)

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/anzensekohp/anzenshishin/shishin/hpiyutaku.pdf>

※参考

防犯性能の高い建物部品目録

<http://www.cp-bohan.jp/>